

意見書

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス

流通ワーキンググループ 御中

2023（令和5）年4月21日

記載者 有限会社ジーエス 山田康行

液化石油ガス流通ワーキンググループ議事について、ご意見させて頂きたく思い、本書面を提出致します。

【意見趣旨】

1. 議事趣旨に誤解が生じており、議事の進め方に重大な錯誤がある。
2. 法改正（液石法）の改正に関し、基礎となる是正提言に法と商慣行の誤認があるため、議論が空転して法改正趣旨を混乱が生じている。議事参加事業者や行政官が関係法との関係を整理して議事を進めるべきである。
3. 平成29年改正時に行われた議論と重複しており、平成29年改正法の趣旨・効果の検証が一切議論されていないため、現行法と議事進行に乖離がある。
4. 公開ガス料金に関し透明性、真正（公開情報が真実であるか）についての議論が一切なされていない。

【理由・原因】

1. 現在、LPガス事業者の多くの立ち位置（極々一部を除くほぼ全ての事業者）は、現行法に基づき、無償貸与、有償貸与を問わず「ガス料金に内在させている投資回収は存在しない」とのものである。即ち、ガス料金に含めて貸付と称させるガス会社による投資回収されている投資金は、対一般消費者向け

に存在しない。

また、投資回収していないとしながら、実態としてガス料金に内在させている若しくは解約時に買い取り義務を課している事案に関しては、消費者契約法第4条第1項1号に違反した違法契約の問題であり、無償貸与、有償貸与の問題と異なる。

2. WGの議事録には、法改正の方向性として、

- ・ 大手中小の規模を問わず、すべての事業者が適切なルールの下に、公平な競争ができるようにしていただきたい。
- ・ ガスの消費機器などの設備投資が過大となっている。LP業界だけでなく、不動産業界からも適正な対応が必須。取引適正化の実行性のためにも留意した制度設計をお願いしたい。
- ・ 現行の液石法に基づき14条書面を交付し、需要家と取引している。大多数は安定した取引をしている中、今般の改正が混乱を招かないよう慎重な議論を。
- ・ LPガス料金の基本料金の定義を明確にする必要がある。これをしないと抜け駆け、新制度における適正な競争ができない。近年の新たな技術動向を踏まえて、何が対象となるか、そのような検討をお願いしたい。

と記載されているが、現在LPガス会社が行っている無償貸与は、液石法を脱法した違法行為である。脱法・違法（液石法規則第16条15の2、消費者契約法第4条第1項1号及び2号）に行われている投資設備回収について、違法行為を是正・改善させる議事進行ではなく、それら違法な投資契約があたかも合法・有効との前提にたった議事進行がされており、前提事実には誤りがある。

基礎となる法改正を検討するに至った是正提言に前提事実の間違ひがあり、法と実態に乖離が生じているのであって、合法かのように実態だけを議事進行しても無意味である。WG開催の目的が商慣行（差別価格、無償貸与）の是正であるとすれば、違法な設備投資（ほぼ全ての無償貸与）、差別価格・違法請求（差別価格に対して一般消費者等が情報不足で有効に消費者契約法や液石法の保護を受けられていない現状、架空請求を立証出来ないよう事業者が情報秘匿している現

状)の問題が現行法で既に違法行為である事が、参加委員及び行政官から指摘されていないことに違和感を覚える。

3. 平成 29 年改正によって、ガス会社の投資回収に関する運用の厳格化が課せられた。ガス会社の投資設備に関する法律上の議論は、既に完結している。寧ろ、現行法の運用部分で、違法に契約されている事例を取り締まられていない現状に問題があるのであって、設備投資そのものに問題がある訳ではない。まずは現行法の成果と問題点を議論した上で、改善策を提言するよう議事進行すべきである。

なお、ガス料金に内在させていないとしながら標準ガス料金を高額に設定して事実上内在させて投資回収している脱法行為、投資回収していないとしながら解約時に設備の買い取り義務等を貸しているなど違法な契約若しくは脱法行為について、その様な事業者は民事訴訟上殆ど法の保護を受けられない。即ち、民事訴訟上の損害賠償請求をしても損害事実の無い契約を有効な契約と判断される可能性は極めて低く（新旧ガス会社共に違法行為を行っているがゆえに、違法部分に目を瞑って清算等を行っているため、判例となる争いに至っていない）、不当利得が認められる可能性がある程度であり、事業投資として極めて脆弱な権利の上は無償貸与が行われている。しかし、その様な脆弱性にも拘わらず、逆に一般消費者が違法なガス契約に関する法の保護を十分に受けられていないのは、無償貸与設備の実情やガス料金等の情報公開が極めて不十分（若しくは隠蔽によって）で、違法にガス料金に転嫁されている投資回収を一般消費者側では立証困難なためである。

また、LP ガスの自由料金にも誤解がある。消費者契約法第 4 条第 2 項に規制され、LP ガス販売に於けるガス料金設定は、本来、数十通りもの料金設定を勝手気ままに使い分けることは出来ない。LP ガス料金の自由料金とは、予て言われた「八百屋の野菜と同じ」の様な勝手気ままな料金設定が出来るものではなく、公平公正な範囲での自由料金であり、同一条件類似状態で異なる料金を適用していることは、明確に消費者契約法に違反している。無知

によるものか、故意の脱法かは事業者によるが、LP ガス業界全体で多数を占めるコンプライアンス違反・違法行為である。

4. 公開ガス料金の透明性・真正（実態を反映したガス料金であるか）は、無償貸与問題、差別価格問題に重要な要素であるにも拘らず、価格差を指摘するだけで全く議論されていない。

事業者の無償貸与問題に関し、法の運用が十分機能していないのは、行政側に「ガス料金に設備回収分を違法に内在させているか」を確認する術がないためである。平成 29 年以降、ガイドライン改正によってガス料金公開そのものは進んだが、ガス料金公開が義務ではなく、またその内容が真実か否かの判断する術がないために法運用として取り締まることが出来ていない。外郭団体である石油情報センターの調査に関しても、「調査対象の最多価格帯」としながら、調査内容が実態を反映していない（例えば、弊社本社のある茨城県南部のガス料金に関し、最安値 $5\text{m}^3=3,245$ 円、基本料金 1500 円、従量単価 290 円、消費税別と思われるが、その様な安値の最多価格で販売している事業者を確認できない）ため、情報の信憑性が薄く、調査対象も非公開であるため、何らも行政の指導基準・一般消費者の情報収集の助けになっていない。ガス料金透明性の議論は、公開情報の真正（真実であるか、実態を反映したものであるか）を切り離して議論すべきではない。

真正なガス料金公開であるか否かは消費者庁の管轄とする考えもあるが、液石法は取引の「適正化」を進める行政法である以上、ガス料金に関する透明性（規制ではない）に関して法整備することが可能であろう。真実のガス料金公開、公平公正なガス料金適用を行うよう議論すべきである。

【上記を踏まえた法改正に関する弊社の提言】

1. 無償貸与問題について

何処に幾らの投資を行うかは、事業者の自由である。設備貸与に問題がある

のではなく、有償貸与を無償貸与と偽っている違法・脱法行為に問題がある。特に賃貸物件の場合では、不動産賃貸借契約に含まれる設備について、その設備代金をガス料金内で請求することは、家賃との二重請求若しくは架空請求となるため難しい。だからこそ「ガス料金には設備代金を含んでいない」とする所謂 14 条書面と不動産オーナーとの無償貸与契約と言う矛盾した契約関係で実態運用されているのである。

その上で、それを改善する方策は、①都市ガスと同じく差別価格の禁止、②貸与の禁止（売買）、③ガス料金の透明化、の 3 点想定される。しかし、①は自由価格の LP ガス料金では実効性が無く、②は設備が金銭に代わるだけで不当に高いガス料金を支払っている一般消費者が保護されない（現金給付（のれん代）と売買益の差で、投資する事業者の納税負担が極めて重くなるため、投資自体は減少方向になると思われる）、③は一般消費者の差別価格、過払い金、架空請求の立証を助けることになり、差別価格の解消に向かうであろう。ガス料金の平準化は、事業者が不当に高いガス料金を設定して不当に投資回収することが難しくなるため、過度な無償貸与は事業者の予算的問題で縮小に向かうであろう。更に違法請求に対する立証が容易になることで、一般消費者から過払いガス料金に関する不当利得返還請求も現実味を得て、差別価格も解消に向かうであろう。結果、実質的に③一択であろうと思われる。真正なガス料金公開を可能とする法改正として議事進行を改善すべきと提言する。

2. ガス料金公開について

液石法に基づく管轄行政に対する年次報告の義務に事業者の使用ガス料金表の報告義務を課す法改正を WG 案として提言すべきである。当然全てのガス料金表は無理であろうが、最低価格、最高価格、最多価格帯の 3 点を報告することに事業者の負担も問題もないはずである。その上で、石油情報センターの HP 上に全ての事業者の報告料金を開示すれば、法で規制された正確な

情報を一般消費者に届けることができ、石油情報センターの調査費用負担もなくなる。余剰となった予算をガス料金公開情報更新の人件費に当てれば良い。僅か3点のガス料金表に報告義務を課すだけで、一般消費者のガス料金に関する透明性は飛躍的に向上するであろう。行政の立ち入り調査でメーター検満日一覧表を求めているように、一目でガス料金の適用状態や最多価格帯の確認が出来るよう事業者に求めれば、行政調査の負担も重くない。事業者にとって上流と言えるガス料金に透明性を持たせることで、実体経済で下流と言える設備投資の透明性も実現し、結果的に無償貸与の減少傾向にならざるを得ない。真正なガス料金公開を可能とする法改正として議事進行を改善すべきと提言する。

以 上

100-8901

東京都千代田区霞が関 1-3-1

資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課内

資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会

液化石油ガス流通 WG 事務局 御中

電話 : 03-3501-2773